

連載

# フィールド・アイ

Field Eye

イルメナウから——①

明治大学准教授 小西 康之

Yasuyuki Konishi



## メディアが取り上げる社会の姿

筆者は、2008年の春にイタリアのミラノからドイツのイルメナウに在外研究の場を移して生活しており、ドイツでの生活もまもなく半年が経とうとしている。おそらく両国を訪れたことのある方は、多少なりとも、両国の社会や文化にそれぞれ特徴があり、いろいろな点で違いがあることに気づかれることと思う。筆者も例外ではない。国が違えばそこで感じることに違いが出てくるのが当然ではあるが、イタリアからドイツに生活の拠点を移した当初は、アルプスを挟んで、両国の雰囲気がこれほどに違うのかと日々思い入っていた。

テレビでニュースを見ていると、ついつい両国を比較して見てしまう。ドイツ・イタリアはともに、社会・労働関係のトピックが非常に頻繁に、そして、重点を置いて取り上げられている。このことは、両国民の社会・労働関係のニュースに対する関心の高さをうかがわせる。ただメディアでのこれらのニュースの取り上げ方には若干違いも見られるようである。

イタリアでは、大きな労働組合のナショナルセンターが3つあり、そのトップである書記長は頻繁にメディアに登場する。彼らは、経済・社会政策に対する意見を求められたり、国会議員と激しく討論したりと、ことあるごとに、労働組合の立場をメディアを通じて発信している。彼らのメディアでの取り扱われ方は重量閣僚並みと言って過言ではない。他方ドイツでも、労働組合のトップがメディアに登場することはあるが、イタリアの状況と比較すると圧倒的に少ない。

こうしたことから、イタリアでは、労働組合の組織率は必ずしも高くないものの、国民の意識のなかでは

現在もなお、3大総連合は労働者の意見を集約して代弁する機関として位置づけられているのではないかと印象を持っている。また、国民の意識にとどまらず、実際にも経済・社会政策決定システムに対する関与の度合いは高く、現在中道右派政権を率いているベルルスコーニが以前に首相の座にあったときも、彼は労働組合の政策決定への関与の度合いを低めることに腐心していた。

このようなイタリアの状況に比してドイツでは、具体的な労働条件の問題については労働組合の関与の度合いは高い一方で社会・経済政策決定システムにおいては、政治家そして政党が、メディアを通じた国民の世論形成に大きな役割を果たしているように感じられる。

このほかに、両国のメディアが取り上げる、労働・社会関連のトピック自体にもそれぞれの特色があるように感じた。イタリアに滞在していたころには、社会保障分野では年金が大きく取り上げられ、労働分野では、労働災害のほか、若年者がなかなか仕事に就くことができない多くの若年失業者の仕事を求める声や（イタリアの失業率は6.1%（2008年8月）であり、若年者失業率はそれを大きく上回る）、若年者に限らず失業者が新たに仕事を見つけることができても、それらは派遣労働や一般労働者と同様の保護を受けられない自営的な就業という形をとることが多く、彼らが不安定な状況から抜け出すことは容易ではないという状況が頻繁に取り上げられていた。イタリアでの労働・社会状況について議論する際のキーワードとしては、文字通り、「働くこと（労働、lavoro）」そのものであったように思う。

他方現在のドイツでは、規制緩和による非正規労働の増大や、労働分野における規制緩和の是非それ自体が大きく取り上げられるというよりも、非正規労働の増大を一つの要因として低賃金労働が拡大している現状への対応のあり方、また、支給要件が厳格化された失業給付制度の是非や、その他の社会的給付が現状に適応したものであるか否かがメイントピックとして扱われているような印象を受ける。ドイツで社会・労働問題を議論する際のキーワードをあげるとするならば、「社会的公正（soziale Gerechtigkeit）」であろうか。

各国において問題となる労働・社会分野のトピックは、その時期によって変わるものである。上記のようなイタリアとドイツとの違いは、このような時期的な

要素に大きく影響されていることは間違いない。ただ、このことを前提とした上で、以下のような印象を持った。

イタリアでは、社会保障に関する支出のうち、年金に関連して支出される割合が圧倒的に高い。そのため、年金に関する議論が、国民の間でも関心を持たれ、メディアでも大きく取り上げられているのであろう。これに対して、他の社会保障に対する支出は少なく、なかでも、失業保障のためになされる支出が社会保障関連支出全般に占める割合はきわめて低く、失業時の保障も他の欧州諸国と比べて少ないものとなっている（最近まで、一般的に適用される失業給付の支給期間は、最長で6カ月であった）。このようにイタリアでは、失業保障給付が十分ではない状況が長らく続いたこともあって、国民のなかでは、生計を立てる手段として、国家に対して失業時の生活保障給付を要求するという方向よりも、労働によって生計を立てることが志向され、この目的を実現するために、労働の（安全かつ安定的な）機会を得ることが強く求められているように思われる。

これに対しドイツでは、たとえば失業給付システムは、2002年から始まる労働市場改革（立案者の名前をとって「ハルツ改革」と呼ばれている）が実施されるまでは、失業者に対して、最長2年を超えて支給される失業保険給付と、当該支給期間内に職に就くことができない者に一定の要件のもと期間を定めずに支給される失業扶助給付が支給されるなど、「寛大な」ものであり、労働によって生活できない場合の社会保障給付として、国民の生活に組み込まれていた。失業給

付だけではなく、その他の社会保障給付についても、ドイツにおいては、生活を維持する上で「所与」の存在として位置づけられているように思われる。そのためか、議論の方向性についても、ハルツ改革によって失業給付の支給要件が厳格化された現在においては、新たに設定された支給要件および支給額が適切なものか否かが議論の中心となっていることからもうかがえるように、社会保障給付が「社会的に公正なものといえるか否か」が問題とされることが多いようである。現在ドイツでは、低賃金労働者の増大もあり、最低賃金制度の構築が最大の検討課題の一つとなっているが、そこでも、どの程度であれば賃金によって営まれる生活水準が「社会的公正」に適用かといったことが議論の出発点になっているようである。

イタリアの憲法は、1条1項で「イタリアは労働に基礎をおく民主共和国である」と定めている。また、失業中の生活保障についての規定が存する（38条2項）ほか、それとは別の条文で、労働権についての定めが置かれている（4条1項）。ドイツの基本法には、労働権は明文では定められておらず、他方で、社会国家原則が規定されている（20条1項）。これらの憲法上の規定のあり方は、両国の労働・社会の実態と直接的には関連していないように思えるが、互いに反映しあっているようにも思え、興味深いところである。

こにし・やすゆき 明治大学法学部准教授。主な著作として、「長期失業に対する失業給付制度の展開と課題」日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法第2巻 労働市場の機構とルール』（有斐閣、2000年）242-260頁。